東京都福生市	牛浜（次の図面に示す部分に限る。）、加美平一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、大字熊川（次の図面に示す部分に限る。）、志茂（次の図面に示す部分に限る。）、大字福生（次の図面に示す部分に限る。）、本町（次の図面に示す部分に限る。）、南田園一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、武蔵野台一丁目及び二丁目、横田基地内、東町、大字熊川二宮並びに大字福生二宮
東京都武蔵村山市	伊奈平一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、大字岸、残堀一丁目から五丁目まで、大字三ツ木、三ツ藤一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに中原一丁目から五丁目まで
東京都羽村市	川崎（次の図面に示す部分に限る。）、五ノ神（次の図面に示す部分に限る。）、神明台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目から四丁目まで、羽（次の図面に示す部分に限る。）、富士見平二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、双葉町一丁目から三丁目まで並びに横田基地内
東京都西多摩郡瑞穂町	大字石畑（次の図面に示す部分に限る。）、大字駒形富士山（次の図面に示す部分に限る。）、大字高根（次の図面に示す部分に限る。）、大字殿ケ谷（次の図面に示す部分に限る。）、大字箱根ケ崎（次の図面に示す部分に限る。）、大字武蔵、長岡一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、箱根ケ崎西松原、箱根ケ崎東松原、南平一丁目及び二丁目並びにむさし野一丁目から三丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百五十九　ニューサンノー米軍センター

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
東京都港区	東京都港区	東京都港区
南麻布四丁目	南麻布四丁目（次の図面に示す部分に限る。）	麻布十番二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、白金一丁目から六丁目まで、白金台一丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高輪一丁目、西麻布三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、三田五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目から五丁目まで並びに元麻布一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで
東京都品川区	上大崎二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	
東京都目黒区	三田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	
東京都渋谷区	恵比寿一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに広尾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百六十　横浜ノース・ドック

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
神奈川県横浜市神奈川区	瑞穂町ほか	神奈川県横浜市神奈川区
神奈川県横浜市神奈川区	鈴繁町、千若町二丁目及び瑞穂町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	青木町（次の図面に示す部分に限る。）、出田町、浦島丘（次の図面に示す部分に限る。）、浦島町、恵比須町、大野町（次の図面に示す部分に限る。）、神奈川一丁目及び二丁目、神奈川本町、亀住町（次の図面に示す部分に限る。）、幸ケ谷（次の図面に示す部分に限る。）、子安通一丁目及び二丁目、栄町（次の図面に示す部分に限る。）、白幡南町（次の図面に示す部分に限る。）、新浦島町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新町（次の図面に示す部分に限る。）、鈴繁町、千若町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、七島町（次の図面に示す部分に限る。）、鳥越町（次の図面に示す部分に限る。）、西神奈川一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東神奈川一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、星野町、瑞穂町、守屋町、ツ谷町、橋本町、広台太田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに山内町
神奈川県横浜市西区	みなとみらい一丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	